



一時預かり事業のご案内

<一時預かり事業とは>

家庭において保育を受けることが一時的に困難となる乳幼児を一時的に預かる事業です。

<対象乳幼児>

牧之原市に住所があり、おおむね 10 か月から就学前までの乳幼児です。(原則として保育所等に在籍していない乳幼児)

<実施施設>

【榛原地区】 静波保育園、細江保育園、坂部保育園:新設(9 月より予約開始、10 月より利用開始)

【相良地区】 相良あおぞら保育園、牧之原保育園

<利用できる日及び時間>

月曜日から金曜日の午前 8 時 15 分から午後 4 時 15 分まで

- ※ 土曜日、基本保育時間以上の預かりについては、受け入れ体制により可能な場合もありますのでご相談ください。
- ※ 日曜日、祝祭日、年末年始は利用できません。
- ※ お子様の様子や園の受け入れ体制により、保育時間を短縮させていただく場合がありますのでご了承ください。
- ※ 入所する園が決定しており慣らし保育をする場合は、上記以外の園(決定園)で受け入れをします(ただし、平日のみ)。

<利用できる期間>

多くの人が必要な時に利用しやすいように、原則として1か月当たり10日間以内となります。

<利用料>

実施時間	利用料	注意
4時間未満	1,050円	※ちょうど <u>4 時間の利用の場合は 4 時間以上の利用料</u> となりますので、ご注意ください。 例 8:30~12:30 まで利用の場合 2,100 円です。
4時間以上8時間まで	2,100円	
8時間以上	2,500円	

- ※ 給食を提供した場合は、260円、おやつを提供した場合は、50 円を加算します。(0.1.2 歳児さんは午前、午後と 2 回のおやつがありますが、どちらか 1 回の提供でも 50 円いただきますので、ご承知ください。)
- ※ アレルギーのあるお子様はお弁当を持参していただきますので、ご承知ください。
- ※ 1 歳半前のお子様の給食の提供は、子どもさんの食事状況を確認後、判断させていただきます。提供できない場合もありますのでご承知ください。

<受付開始日時>

9時～17時です。来月分の利用予約は、原則として、前月の1日（土、日、祝日の場合は翌開所日）から可能となります。

<申し込みと利用料の納付方法>

- ① 一時預かりを希望する実施園に直接電話で申し込み、仮の予約をしてください。（利用直前の申込は、園の受け入れ体制によりお預かりできない場合があります。）
- ② 利用日の1週間前までには希望園で申込書を記入してください。
- ③ 利用月の翌月中旬に納付書を郵送しますので、納付書に記載されている金融機関にて期限までに納付してください。

<利用にあたっての注意>

- ・ 受け入れ定員、利用直前の申込み等により、ご希望の日時にお預かりできない場合がありますのでご了承ください。
- ・ 初めて利用される方は、一時預かりが安心にできるよう、利用前にお子様と一緒に園に行き、簡単な面接をしていただきます。
- ・ 登園前はお子様の体調を確認してください。お薬を持参しての一時預かりはお受けできませんのでご承知ください。
- ・ キャンセルやお休みをする際は、利用される園へご連絡下さい。
- ・ 発熱等による急な病気や怪我等の場合は、お迎えに来ていただきます。必ず連絡がつくようにしておいて下さい。
- ・ 引渡しの際は、保育園から保育の状況を報告しますのでお聞きください。
- ・ 登園時及び引渡し時（保育状況報告後）には担当職員との時間確認を必ずしてください。

<実施園の連絡先>

静波保育園	22-0155
細江保育園	22-5263
相良あおぞら保育園	52-3141
牧之原保育園	27-2223
坂部保育園	29-0208



担当：牧之原市役所
子ども子育て課
電話：23-0075